

# 令和3年度

## 第1回芽室町総合計画審議会・第1回専門部会

日 時 令和3年7月30日(金) 18:30~20:00  
場 所 めむろーど2階 セミナーホール

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 総合計画及び施策評価について
  - (1) 総合計画について
  - (2) 総合計画審議会及び専門部会の役割、施策評価について
- 5 議事
  - (1) 会長、副会長の選出について
- 6 特別講話
  - (1) 特別講話 北海道大学公共政策学連携研究部 山崎 幹根 教授
- 7 その他
  - (1) 今後のスケジュール 資料 1
  - (2) 芽室町総合計画の策定と運用に関する条例 等 資料 2
- 8 閉会

## 「芽室町総合計画審議会」委員名簿

任期：自 令和3年7月 1日  
至 令和5年6月30日

No.	役職	氏名	備考
1		アカセ 明瀬 穎純	芽室町商工会
2		オカダ 岡田 幸造	NPO法人まちづくりプラットホームめむろ
3		オグロ 小椋 孝雄	芽室町社会福祉協議会
4		コイケ 小池 和枝	育児ネットめむろ
5		コバヤシ 小林 覚	芽室町生活環境推進会
6		シロガネ 白銀 孝志	芽室町市街地町内会連合会
7		ショク 珠玖 謙一	芽室町地域公共交通活性化協議会
8		ススキ 鈴木 篤	芽室町民生委員児童委員協議会
9		タカミチ 高道 豊	芽室町社会教育委員
10		トリモト 鳥本 ヒサコ	公立芽室病院をみんなで支える会
11		ヌキタ 貢田 正博	芽室町スポーツ推進委員会
12		ハヤシ ユキシ	芽室消費者協会
13		ヒロエ 廣江 英幸	芽室町農業協同組合
14		マツヤマ 松山 博行	芽室町観光物産協会
15		ミナミヤ 南館 直人	芽室町PTA連合会

※五十音順、敬称略

※個人情報につき名簿の取り扱いにはご注意願います

## 「芽室町総合計画審議会専門部会」委員名簿

任期：自 令和3年7月 1日  
至 令和5年6月30日

No.	役職	氏名	備考
1		オオツカ 玲奈	一般公募
2		オカダ 創	北海道銀行
3		片桐 和江	公立芽室病院をみんなで支える会
4		クロダ 黒田 卓裕	芽室町観光物産協会
5		ヨダマ 呂玉 久	芽室町スポーツ推進委員会
6		コバヤシ 小林 善之	芽室町地域公共交通活性化協議会
7		サカモト 坂本 真智代	芽室町社会教育委員
8		サクライ 櫻井 香代	芽室消費者協会
9		サトウ 佐藤 渉	芽室町民生委員児童委員協議会
10		シマノ 嶋野 丈治	育児ネットめむろ
11		スザキ 須崎 潤一	一般公募
12		スズキ 鈴木 智広	帯広信用金庫
13		スドウ 須藤 昌彦	芽室町農業協同組合
14		タカハシ 高橋 圭輔	一般公募
15		タカハシ 仁美	芽室町市街地町内会連合会
16		タカハシ 広明	芽室町PTA連合会
17		タカハシ 好明	芽室町生活環境推進会
18		ニシムラ 西村 有里	NPO法人まちづくりプラットホームめむろ
19		ハナオカ 花岡 勇気	芽室町社会福祉協議会
20		ヤマダ 山田 広子	芽室町商工会

※五十音順、敬称略

※個人情報につき名簿の取り扱いにはご注意願います

## 令和3年度 総合計画審議会スケジュール

資料1

	専門部会		審議会	基本目標	施策		
	日時	部会	日時				
評価	第1回 7月30日(金) 18:30~ めむろーど			委嘱状交付 総合計画及び施策評価について 会長、副会長の選出について 山崎教授特別講話 ※施策評価は第2回目から行います。			
	第2回 8月4日(水) 18:30~ めむろーど			住民と行政がともに考え未来 につなぐ自治のまちづくり	徹底した情報共有と町民参加の促進		
	A  第3回 8月11日 (水) 18:30~ 芽室町役場	B  第2回 9月1日(水) 18:30~ めむろーど			住民自治の実現と地域の活力の維持		
					国際・地域間交流の推進		
					効果的・効率的な行政運営		
		心豊かで輝く人と文化を育む まちづくり		健全な財政運営			
				親切・便利な行政サービスの推進			
	B  第4回 8月18日 (水) 18:30~ 芽室町役場			A  第3回 9月8日(水) 18:30~ めむろーど			学校教育の充実
							社会教育の推進
							地域文化の振興
							スポーツしやすい環境づくり
							担い手育成と農業の応援団づくり
評価	第4回 8月18日 (水) 18:30~ 芽室町役場		農業を軸とした活力と賑わい のあるまちづくり	農業生産性の向上と経営基盤支援			
				農地・土地改良施設等の整備・充実			
				地域林業の推進			
				地域内循環の推進と商工業の振興			
				地域資源を活用した観光の振興			
	A  第5回 8月25日 (水) 18:30~ 芽室町役場	B  第3回 9月8日(水) 18:30~ めむろーど		誰もが健康で自分らしく笑顔 で暮らせるまちづくり			
				生涯を通じた健康づくり			
				公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展			
				安心して生み育てができる子育て支援			
				子育て環境の充実			
評価	第5回 8月25日 (水) 18:30~ 芽室町役場		自然と共生する災害に強い安 全・安心のまちづくり	災害に強いまちづくりの推進			
				消防・救急の充実			
				防犯対策と交通安全の推進			
				消費者の安全・安心の確保			
	B  第3回 9月8日(水) 18:30~ めむろーど	A  第3回 9月8日(水) 18:30~ めむろーど		誰もが健康で自分らしく笑顔 で暮らせるまちづくり			
				地域で支え合う福祉社会の実現			
				高齢者福祉の充実			
				障がい者の自立支援と社会参加の促進			
				互いに認め合う地域社会の形成			
評価	自然と共生する災害に強い安 全・安心のまちづくり			有効な土地利用の推進			
				快適な住環境の整備			
				道路交通環境の整備			
				景観の保全とクリーンエネルギーの推進			
				廃棄物の抑制と適正な処理			
評価	自然と共生する災害に強い安 全・安心のまちづくり			上下水道の整備			

## 令和3年度 総合計画審議会スケジュール

資料1

	専門部会		審議会	基本目標	施策	
	日時	部会	日時			
評価	第4回 9月15日 (水) 18:30～ めむろーど			1-1	産業活性化プロジェクト	
				1-2	雇用促進プロジェクト	
				2-1	定住促進プロジェクト	
				2-2	関係人口創出プロジェクト	
				3-1	安心子育てプロジェクト	
				4-1	安心生活プロジェクト	
				4-2	輝くまちづくりプロジェクト	
				4-3	観光振興プロジェクト	
計画	第1回 10月		(内容)※予定 第5期芽室町総合計画・後期実施計画策定のための意見交換			
評価	第5回審議会・第6回専門部会 11月		審議会における施策評価の結果について報告 施策評価への対応についての報告			

# 芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

平成27年12月28日

条例第 54 号

## (目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策及び事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

## (用語の意味)

第2条 この条例において用語の意味は、芽室町自治基本条例（平成19年条例第3号）に準じます。

## (総合計画の名称)

第3条 総合計画の名称は、「第 期芽室町総合計画 年度～ 年度」とします。

## (総合計画の体系)

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、町が進める政策等を分かりやすく体系化します。

## (総合計画の構成)

第5条 総合計画は、基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、基本構想及び実施計画については議会の議決対象とします。

## (基本構想)

第6条 基本構想は、原則8年とし、町政運営の理念、基本的な政策の方向性その他総合計画の推進に当たっての必要な事項を定め、当該総合計画の策定及び運用の指針とします。

## (実施計画)

第7条 実施計画は、原則前期4年の前期実施計画及び後期4年の後期実施計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

2 実施計画は、基本構想に示した将来像、政策等に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとします。

## (実行計画)

第8条 実行計画は、実施計画で定められた施策の適切な進行管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容を定める進行管理計画とし、公表するものとします。

(基本構想及び実施計画の策定手順)

第9条 町長等は、基本構想及び実施計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等により広く町民の参加機会を保障します。

2 基本構想及び実施計画は、政策等の実効性の確保のため、芽室町中期財政計画等との整合性に留意して策定します。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加等を踏まえて基本構想及び実施計画原案（以下「計画原案」といいます。）を作成し、芽室町総合計画審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会からの答申を尊重して基本構想及び実施計画案を策定し、議会に提案します。

6 町長等は、第3項に定める町民の参加を効果的に推進するため、基本構想及び実施計画の策定及び推進に当たって討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し、町民に提供します。

7 町民は、前項に規定する情報の作成及び提供に関して、意見を述べることができます。

(総合計画の見直し)

第10条 町長は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、基本構想及び実施計画を見直すことができます。

2 町長は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

(総合計画と予算の原則)

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(各政策分野の基本的な計画)

第12条 芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）第14条に規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、既に策定されている総合計画については、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によります。

# 芽室町総合計画審議会条例

---

昭和42年12月21日  
条例第55号

(設置)

第1条 芽室町の総合計画を推進し、その円滑なる遂行を期するため、町長の附属機関として、芽室町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、総合計画に関する諸般の事項を調査審議し、町長に答申する。

2 審議会は、総合計画推進上必要な事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会委員の定数)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、40人以内とする。

2 委員は、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了の場合を除き、新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会は、審議会の決定により、専門部会を置くことができる。

(審議会の事務処理)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 以下略

# 芽室町総合計画審議会条例施行規則

---

昭和58年7月9日  
規則第16号

## (趣旨)

第1条 芽室町総合計画審議会条例（昭和42年条例第55号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

## (専門部会)

第2条 条例第8条の規定による専門部会（以下「部会」という。）の設置は、諮問事項に応じて、審議会で決定する。ただし、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解散するものとする。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任等については、条例第5条の規定を準用する。

3 部会の招集は、部会長が行い、専門部会の審議については、条例第7条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査、審議にかかる経過を審議会に報告するものとする。

## (合同専門部会)

第4条 会長は、必要に応じ2以上の専門部会をもって、合同専門部会を開くことができる。

## (意見の陳述)

第5条 部会長及び副部会長は、その所掌する事項について必要があるときは、他の部会に出席し意見を述べることができる。

## (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会にはかり定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。